

## 学位論文の提出資格、形式及び申請手続きについて

(平成 31 年 3 月 1 日 地域社会研究科教授会決定)

改正 令和 2 年 6 月 24 日

改正 令和 6 年 4 月 1 日

弘前大学大学院地域社会研究科（以下「研究科」という。）における学位論文の形式及び申請手続きについては、弘前大学大学院地域社会研究科における学位規則の実施に関する細則（平成 19 年 4 月 1 日制定。以下「細則」という。）及び弘前大学大学院地域社会研究科における学位論文審査方法等に関する申合せ（平成 16 年 4 月 8 日研究会委員会決定。以下「申合せ」という。）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

### 1. 提出資格

#### (1) 課程博士

細則第 3 条の規定に基づき、研究科に所定の期間在学し、所定の単位（16 単位）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

なお、原則として予備審査の申請時までに、査読付きの学術雑誌に掲載された単著又は筆頭執筆者である論文が 1 編以上あること。ただし、当該論文は、学位論文に関連する論文であること。

#### (2) 論文博士

細則第 4 条の規定に基づき、論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者は、本学にて必要な研究指導を受けており、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者（細則第 4 条第 1 項第 1 号）
- ② 大学卒業後、5 年以上の研究歴のある者（細則第 4 条第 1 項第 2 号）
- ③ その他研究科教授会において決定した者（細則第 4 条第 1 項第 3 号）

なお、細則第 4 条第 1 項の各号に応じ、原則として以下の表の論文数を有することとする。ただし、当該論文は、学位論文に関連する論文であり、かつ、単著又は筆頭執筆者であること。

	提出該当者	申請論文に関連する論文数	左記のうち査読付きの学術雑誌に掲載された論文数
第 1 号	—	1	1
第 2 号又は第 3 号	大学学部卒業生	5	1
	修士課程又は博士前期課程修了者	3	1

## 2. 申請手続き

細則別表第1又は第2に定める各提出書類及び第7条の4第2項に定める学位論文審査手数料は、所定の期日までに人文・地域研究科教務グループに提出すること。

## 3. 形式

### (1) 用紙・体裁

学位論文及び各提出書類（参考論文を除く。）の書式はA4版、明朝体、活字の大きさは11ポイント、1ページの行数は38行、1行の文字数は38字とし、ワープロ又はタイプ浄書したものとする。

また、学位論文が英文の場合、空白はWスペースとする。

### (2) 浄書

論文博士における提出論文が、学術雑誌で既に印刷公表又は受理された論文（単著・共著とも）の場合は、学位申請のための自著論文の形式に書き改めて提出すること。

この場合、審査の参考資料として、別刷り又は掲載予定原稿の写しを添付すること。

### (3) その他

参考論文の表紙右上に、論文目録（規則様式第3）に記載の番号を付すこと。

また、学位論文審査願（規則様式第1）、論文目録（規則様式第3）、学位論文内容の要旨（和文）（様式第2号）に記載する学位論文の題名（目）は、一致させること。